

## 運 営 規 程

### 指定居宅介護支援所グリーン運営規程

#### (事業の目的)

第1条 Total Habilitation System 株式会社が設置する居宅介護支援事業所グリーン（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

#### (事業の運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
  - 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
  - 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

#### (事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### (事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 グリーン
- (2) 所在地 長崎県長崎市江川町68番5

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名（常勤1名）（常勤1名管理者と兼務）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務職員 2名 (常勤0名 非常勤2名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日か土曜日までとする。

ただし、年末年始12/31～1/3まではお正月休みとする。

(2) 営業時間 8:30～17:30とする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

原則、当事業所内相談室、もしくは利用者居宅において行う。

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担

当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次条に定める実施地域を大幅に超える場合（例えば、長与町、時津町を除く長崎市外県外等）、公共交通機関による実費相当分の交通費をいただくこととする。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料について記載した領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長崎市内の、戸町・小ヶ倉・土井首・深堀・香焼・旧三和町・野母崎・伊王島・高島各中学校区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条

1 事業所は介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度の事項に関して、研修機関が実施する研修や事例検討会、当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 利用者又は家族から当該事業に係わる利用料のほか、謝礼等の金品を受け取らない。

4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 事業は、当運営規程のほか、法人で定める運営規程に基づき遂行していく。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

居宅介護支援事業所グリーン

## 居宅介護支援事業重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (番号) 095-832-5500 (月～土曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 高嶋 義和/管理責任者渡高嶋 義和

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

### 2. 居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(事業所名) 居宅介護支援事業所 グリーン
所在地	(住所) 長崎県 長崎市江川町68番5
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (都道府県 第4270108139号)
サービスを提供する 実施地域※	(地域名) 長崎市 戸町・小ヶ倉・土井首・深堀・香焼・旧三和町・野母崎・伊王島・高島 各中学校区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 事業所の職員体制

管理者(介護支援専門員兼務) 1名 介護支援専門員 1名以上

#### (3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(日曜・12月31日～1月3日は休業)

#### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

#### (5) 公正中立における具体的対応について

居宅サービス計画案の作成に当たり

① 必要とするサービス内容に応じた、サービス事業所を複数紹介いたします。また、利用者及びその家族からも、居宅サービス計画書案に位置づけたサービス事業所の選定理由を求めることを含め、複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。

② 提示するサービス事業所に至っては、サービス内容、利用料などの情報を適正に提供いたします。

### 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

#### 4. 利用料金

(1) 付属別紙3「利用料(ケアプラン作成料)」参照

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要な場合がありますのでその時には事業所とご利用者の話し合いによって料金を定めます。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

#### 5. サービス内容に関する苦情、虐待に関する報告や相談、研修

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。苦情は管理者までお申し出ください。

また、介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

虐待に関しては、グループ内の研修に参加し虐待内容を確認することを行います。

また、虐待案件を疑う要件がありましたら、管理者は地域包括支援センターや法人に速やかに報告します。

虐待だけではなく、感染症、身体拘束については社内研修に参加し、知識を得てよりよいサービスを実施できるように努めます。

介護支援専門員等の資質の向上を図るため、権利擁護、認知症ケア、介護予防、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度の事項に関して、研修機関が実施する研修や事例検討会、当該事業所内の研修への参加の機会を作っております。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

#### 6. 当法人の概要

法人種別・名称	Total Habilitation System 株式会社
資本金	500万円(資本準備金含まず) ※令和元年10月1日現在
社員数	15名(正社員のみ)
設立	2009年10月
所在地・電話	〒850-0992

長崎県長崎市江川町68番5

代表取締役 川副 巧成 電話 095-832-5500

事業内容 居宅介護支援事業、訪問看護事業、通所介護事業、一般飲食事業

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）利用料をいただきません。

### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

### 5 契約の解除について

ご利用様が以下のような行為をされた場合、契約の継続が難しくなることがあります。※ハラスメント（別紙2）

- ・ スタッフや他の利用者様に対する暴言や暴力
- ・ セクシュアルハラスメントなどの不適切な行為

このような行為が見られた場合、他の利用者様やスタッフの安全と快適な環境を守るため、サービスの提供を一時的または恒久的に中止することがあります。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 6 長期間のご利用休止について

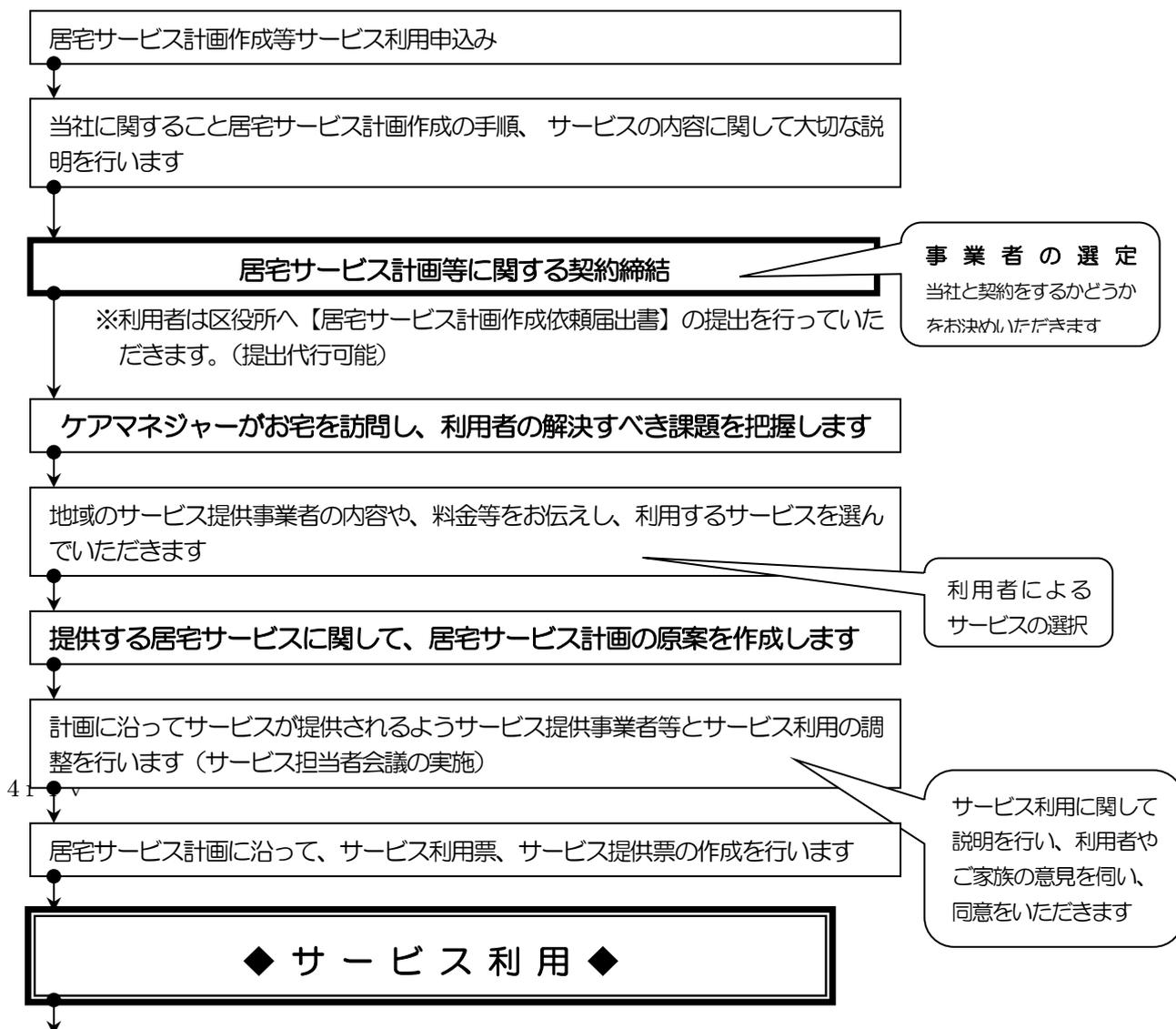
ご利用様が理由なく長期間にわたりご利用を休止される場合、サービスの継続に関するご意向を確認させていただくことがございます。また、状況に応じてご登録の抹消を検討させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

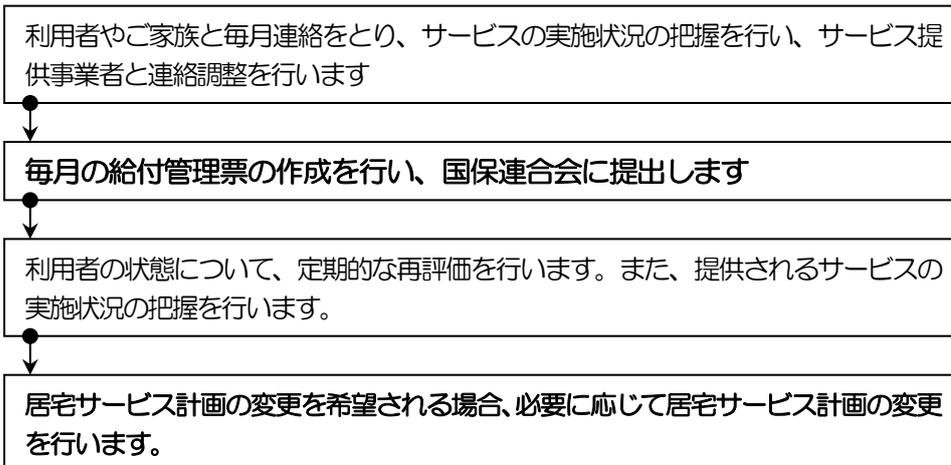
なお、ご利用再開をご希望の際は、お気軽にご連絡ください。

- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院若しくは病気等により、2ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合なお、期限が不明な場合、1ヶ月間はその利用者の枠を確保するものとする。

(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ





(付属別紙3)

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

I. 居宅介護支援利用料 ※長崎市の地域区分 7級地 (10,21円)

居宅介護支援 (I) 介護支援専門員取扱件数 44 件未満の場合

要介護 1・2 11,088円/月      要介護 3・4・5 14,406円/月

※上記 4 月レセプトが終了してから変更

※中山間地域等 (法律に指定されている地域) に居住する方のサービス提供は、以上の所定単位数に 5% が加算されます。

II. 加算を算定した場合 (要介護 1～要介護 5) ※長崎市の地域区分 7級地 (10,21円)

初回加算                      3,063円/月

令和      年      月      日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 長崎市江川町68番5  
名 称 居宅介護支援事業所グリーン

管理者 高嶋 義和

説明者 高嶋義和

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

本人との関係 \_\_\_\_\_